

郷土資料編 昭和四十三年二月廿五日

金沢縮名寺文書を主体として
越々谷周辺の歴史を探る

第一章 付増 浄善安鏡寺

茨城県越谷市郷土研究会

岩井茂

目次

はじめに

第一編 吾妻鏡に見えたる埼玉に關係ある文書……………三頁

金沢紋名寺文書 信濃國太田庄大倉村兩郷讓狀……………八

下總國下河辺庄下方内紋石寺領實檢帳(五二二三)……………一〇

中務大輔御分下河辺庄内配分事……………一三

大波羅探題下知狀……………一四

金沢瀬戸橋菅菅棟別銭注文案……………一五

内河二郎太郎やすとう請文……………一七

下總國下河辺庄築地郷地頭訴陳狀案(五三二九)……………二〇

利銭借券……………一九

武藏國狐塚得分注文……………九

金沢貞將寄進帳……………一〇

鎌倉將軍家細教書……………一〇

下總國新方檢見帳……………一〇

文教智房在家事……………一〇

教額房用注文……………一〇

春日部氏地頭取安堵狀(1)(2)……………一四

氏名不詳書狀(五四七一號)……………一五

下河辺庄下方内河原貢米送進狀……………一六

金沢赤岩寺文書

同庄下方赤岩外河当耳々賣事

赤岩寺々領年貢米納狀(十四ヶ村)外

熊野社田畑賣渡狀

下総国赤岩郷年貢結解帳

赤岩寺雜掌元信申狀

永享九年熊野社文書

總回赤岩三ヶ村年貢米結解狀

十四ヶ村

年貢錢勘定狀

三ヶ村

十四ヶ村

三ヶ村年貢米勘定狀

年貢錢

十四ヶ村

三ヶ村年貢米

赤岩村同佐領親勘定目錄

錢方送狀目錄

赤石寺々領文書注文

氏名末詳書狀

三四號

三五號

三五號

三六號

三七號

三八號

三八號

三九號

四〇號

四〇號

四一號

四一號

四二號

四二號

四二號

四二號

四三號

四三號

四四號

所領の形態 (1) (2) 四説

四五〃

(1) 本来の形態

〃

(2) 変換した形態

〃

下総国下河辺御庄下方御領の年貢の変遷 時代別年貢別

四六〃

下総国下河辺御庄下方御領赤岩三ヶ村・十四ヶ村 代官・波官人

四九〃

下総国下河辺庄下方赤岩郷祿石寺の代官

五〇〃

むすび

五五〃

附 解説

除田・佃・所当田

一二頁

下河辺庄領内郷村

一頁

補文書 倉柄謙雄書状・熊野文書

一六頁

青石塔婆

一九頁

内河二郎太郎トついて

一七頁

築地郷

二〇頁

得田・換田と作田・不作田

二五頁

岩口村内河検見殿帳

二五頁

大川戸熊野文書三号

三三・三五・二九頁

武州文書 延文の市場祭文附る

三四頁

金沢祇名寺文書を主体として

越ヶ谷周辺の歴史を探る

内容に第一章として増鏡や吾妻鏡にもられた文書を附記して参考に掲げた。尚祇名寺文書に附随する熊野文書もか、げ周辺の内容を明らかにしたいと考へ、互文書解明の手引 までならば幸いと存じまして時々注を認めた。資料整理番号もない文書はそのまま、掲示したが不備な処は御覧察を願いたい。

目次も整理したつもりだが、附説にまわした点も御覧を乞う一つである。こうして後に研究する糸口になれば望外の幸いと思ふ。

金沢 称名寺文書を主体として

中世越谷周辺の歴史を探る

始めに

岩井 茂 述

私が越谷周辺の史を担当するのは、近世史については種々不勉強であり、且つ当市には本間清利先生が、近世越谷についての研究が深く成されており、筆者筆耕中の荷巻三郎史と新東武風土記の資料に引用として載いて居るのが現状であり、当市には図書館を主体に広い視野での研究が諸氏によつて成されている。その意味にても私は当市史の未発表の古文書と既に発表された古文書を分細究明し、その史実を照合し、荷巻中南部の鎌倉時代より室町中期にかけての姿を探つて見た。

この様に善くと都合がよいが不勉強ゆへの逃げ口上でもあります。尚文を作成するに当つては、吾妻鏡、太平記、武州文書、埼玉の中世文書、新武風土記、金沢称名寺々領の研究と下、古代祭祀と文学、松伏村熊野文書、越谷市の史跡と伝説、光琳院日記、阿弥陀寺伝、栄成山由緒の一窺引用

させて戴いた。その他は筆耕中の三郎史の中より抜取してみた。

文中に越谷周辺のみに終始したつもりであり幾分凸凹があります。その点は容赦頂きたい。市の本領は江戸上期までは關西庄の南端に位置しており、中期以後、越谷領と呼称される様になった。然るに現在の市域は、新方荘と新方領の方が大まきではないだろうか。その他岩槻領、八条領を含む地域が越谷市域と成っている。新方荘の前期は下河辺荘下方の新方より発展したものであつた点を重要視してみた。

特に中世資料の皆無に等しい越谷町については右の様な地域を含まないと称名寺文書が現在まで未発表ではなかつたのではなく、昭和廿二年横浜市立大学の舟越康寿教授を長として十八名の編集委員にて刊行された称名寺々領の研究と下が有

るが戦後券はくも無い時であり、その文書の対象
土地が何処であるかも一筆も成されて居らず、秋
名寺文書に至っては下総画赤岩城(下川辺庄)を
上総と書してある様な次第からこの様な研究の進
捗がなかつたのだらう。

其の右において横濱大にて再刊絶刊の事も聞か
ないが、当文書の編訳には多くの学ぶべき点があ
あつた事を附記す。この文書が遍々明大の秋原敬
授が拙宅に持参した旺春にその起因をなした一部

敬授が中吉利根川の文化圏で発表されてる点も
含みおま願いたい。

当文中寺社の勧請、那山を意識してカマした事
は秋原敬授の助手として共同編纂の名目にて現任
ウキタマの神社文化史を県内各位の援助にて研究
筆耕に入つてますので除外しました。この拙文が
中吉利根沿岸と元荒川沿岸に位置した越谷市周辺
史の手掛りとなれば幸甚であり筆着に親筆依頼を
れた越谷郷土文化会の諸賢に感謝の意を表します。

第一章

(増補) 吾妻鏡に見えたる埼玉に關係ある文書目

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 二七四 | 貞安 四年 朱ハ〇説 | 源元郎牛若丸(義経)奥州への進れる時 武蔵の画境 下川辺庄高野川を渡る 奥州街道の下道は関東口△層の台地と湿地帯の縁に沿つて雨かれて昏つた 高野川は現古利根川であり幸手町・杉戸町の境に高野渡しあつたとされている |
| 二八〇 | 治政 三年 五月十日 朱 〇 日 | 下川辺庄行平・平家追討の使者として源三位頼政のもとへ行く。 下川辺行平は葛西の出身であり、その居館は旧古河城とされているが詳細は 不明であり、一に五霞村本栗橋と栗橋町内国府間、大鶴に古城跡があり推定 堂川の為両断されている。すべての判断からこの城跡の方が縁ありと見える。 |

九月三日

○

九月十九日

未上 隔田

九月廿九日

隔田宿

未 ○

一一八一

治承 四年

○

二月廿八日

頼朝家人を召集する時、下川辺行平先着す。

六日川（現庄内古川）又は利根川（現古利根川）を利用して海路早道を取つたと書 されて居る。

頼朝安房に赴きと総より下総に。

上総介二万雄にて遅半し、頼朝の怒を買ふ。多分に日和見と思われが。

この場所 上隔田の辺り

上隔田は種々の点から春日部市の新方城と現在は解釈されている。

頼朝武蔵野國に下向す。葛西三郎清意（江東区本田あたり）豊高太頭清光

（北区豊崎町）足立石馬允遠元（上尾市）兼て依りの命にて迎参す。

隔田宿にて小山又郎宗朝（後の朝光 爲頼子親となり元服させる。宗朝十四才

集合した三地点からしてやはり「春日部市」あたりではないか。特に舟便を用いた様子もうかがえる

大川戸大戸広行。（次郎秀行（後清久氏）三郎行元、四郎行平（葛洪氏）祖とならば）高柳氏本日御氣を許される。父下総権守重行が平家に属して居り、

太郎広行（松次大川戸）が三浦義明の女智であつた故からか。

下総権守の地位にあつた大川戸重行の姓から判断するに大川戸に居館を構えて居つたものと推定でき、下川辺庄の下方に位置し乍ら、やはり都に幾分近

く舟便等も考慮に入れたか、二部、三部、四部共古利根川を跨上つた葛西藩

に居を構えた事が判明される。

志田義広、常盤にて乱を起す時、行平在國にて古河及び高野の渡を防ぐ。前

四郎政義も太田権守行朝小手指原に陣をとり、廻々にて防ぐ

任国即ち居館の近くで防戦し下川辺氏と同一系統の従弟たる太田庄司の行朝（驚宮あたり）も小手指原（これは入間郡にあらずして五箇村の小手指である）何れも任解武士が防戦している。行平の威能近く

一八三三 寿永 二年

武州崎東郡八条郷のこと見える。八条郷は崎西庄と後述に見えるが、始めは崎東であったか。

一八四四 寿永 三年

正月三日武蔵国崎玉郡足立郡両郡の大河土郡厨内の地を曹受大神宮に寄進す大河土の御厨は崎藤の大半と足立郡の半分を占めていたらしく、この寄進では崎玉郡と足立郡部のみしたものか。？。然し乍らこの年大河土の神明社が勧請されたらしい。八幡社もこの時国造神の香販社に合祀されたらしい。八幡社のみその名大なる。

一八五五 元暦 二年

三月廿四日 鷹の浦の合戦始まる。春日部右兵卫尉実光見える。春日部氏の史上に見える最初

一八六六 文治 二年

三月十二日 下総国下川辺庄（庄園別注）資材未済の確足をされる。川辺庄は八条郷の領地である点から先に見て置置された大河土御厨の地は崎玉郡足立郡の部分だけであることが判り、八条村（八瀬村）には八条郷社があり八条院の本領分の地であったが、尚、系理制の名残とされる地名とは各位の知る所であるが、茲にもう一度深くメスを入れてはどうか。

一八八八 文治 四年

六月四日崎西及び太田庄、下河辺庄並来土郡増大せるも子細の沙汰言となく改めて子細の沙汰有るべく、の沙汰を受く。

| | | |
|------------|-----------------------|--|
| <p>二九二</p> | <p>建又 三年</p> <p>⊙</p> | <p>下川辺。晴西。太田・各武士國の活躍と同時に民情の安定に依り農地の開墾が進んだ事柄が判り、且つ又その年貢等の為田文の書上げをすする様に命令されている。</p> <p>大河土郡尉 神官増壽につぎ、用八百余町 本宮介一三足 本田町別二足四丈 新田町別二石 当所町別一石三斗と定めた。</p> <p>当領時の平家知行の際の所寄は田籍一三足しか納められなかつたのを源氏の代下って正官物を田代八〇〇町余の全滅免除し、本田は丁別貳足四文とし、新田は丁別二石として、所当田は年貢一石三斗と新しく定めた事が判る。</p> |
| <p>二九四</p> | <p>建又 五年</p> <p>⊙</p> | <p>十一月二日 武藏國太田庄の堤改修の沙汰あり</p> <p>利根川堤防<small>(古利根川)</small> ことであり、溜水期に工事を終了する様に命じている。農耕<small>勸農</small>と収穫への配慮であることは説明を要せず</p> |
| <p>二九九</p> | <p>正治 元年</p> <p>⊙</p> | <p>十一月三日 幕府は武藏國に隠田があるとして田文土地寺帳を作成させお</p> <p>武州の田畑は低地の為衰々水害に陥る為、その手段として地頭や農民が隠田を作つたかも知れない。又これも生活の為の防衛であつたらう。</p> |
| <p>一一〇</p> | <p>建永 元年</p> <p>⊙</p> | <p>八月十一日 下河辺庄、舊西に大津波あり、人民千人余屋敷同敷流される。又面の如く現在よりこの地帯は海拔も低く、津波の災難もあつた。昭和廿二</p> <p>年を想い起せばうなずける。</p> |
| <p>一一〇</p> | <p>建永二年</p> <p>⊙</p> | <p>三月廿日 武藏國荒野開墾の令下る。各地頭はその由伝命す。</p> <p>其の頃より特田新田の開墾が進められた事が判る。</p> |

一三〇 承元 四年

⊙

三月十四日 武州の田文等國務の條文改定す。
田畑等の所務が書され、武蔵は主として國衙の支配の形であり一貫されていた。

一二二 承元 五年

⊙

十二月三月九日（改元し建暦元年）田文作製の奉行人定む。
同右文 幕府の收入の主要な部分を成す為（國衙領）

一二三 建暦 二年

⊙

二月十四日、武蔵國國務の事、御司職に沙汰有る。
同右文に続き 武州には「郷司職」（國衙領）が確立されていた。

一二三 建暦 三年

⊙

五月十七日 武蔵國大河土の郷尉内八条郷式部大夫重清に賜わり地頭職に、
波江五郎光衡（八条氏）
武蔵國國の大河土補尉分の八条郷と解釈し、下総國部分の大河土補尉分でお
いことを明記されている。これによってさまに 豊受大神に寄進されて居た
社領を割愛して式部大夫重清（葛西氏）に所領を安堵したものだ。しかるに
地頭職を八条光衡に任命して居る在庁の 得分取務化の現れか

一二九 寛喜 二年

⊙

十月十八日 武州の新田開墾の命の實檢を行う。
新田の開墾の過程とその面積の檢地が行われた。これが武州にこの実檢の始
一月二十六日 公文所 武蔵國大田庄内の荒野開墾の沙汰あり、奉行人には、
尾藤左近入道道然に下る。
幕府は主たる版圖地の武州に開墾に力を入れて居る事が再三の文書で判る。

一二四三 寛元 元年

七月十九日 春日部大和守実平 鎌倉田比浜の風伯系の祭料を献ず。

| | | | | | | | | |
|----------|----------|---|----------|----------|---|----------|----------|---|
| 一 二五二 | 建長 五年 | <p>○</p> <p>春日部氏より川伯祭の御饗米が献じられた事が判明する。詔銘の青石塔婆 南阿王方面最古のもの。岩槻市番又保、又クモ、善念寺跡に所存す。</p> <p>野与党、須久毛氏の根拠地であつたろうと推定される。</p> <p>六月五日 三浦氏と安達氏との確執ありて合戦あり、春日部甲斐守実景、三浦茶利方に縁故を以つて与す頼朝の墓所 法花堂にて子息三名と共に自害す。</p> <p>三浦氏と縁故の爲 茶利に味方してあえなく滅亡した春日部氏が元弘の鎮とげに積年の仇を以つて新田氏に与した悲哀が判る様である。北条氏に対して六月十日 実景の嬰兒一人幕府に参上 助命さる。</p> <p>七月十六日 武蔵国足立郡矢古字郷内、鷗岡八幡宮別当層分と成し、御饗米料とす。</p> <p>当時は春日部氏の枝威の所領であつたか、三浦の乱の後 収公された点を比較すると、種々の点から判段して</p> | 一 二四九 | 建長 二年 | <p>○</p> <p>この年の詔銘の青石塔婆、越ヶ谷市の禪院に現存す。</p> <p>◎ 当時 この様な巨大な建碑を成したのは野与党の枝威の大相模氏が、又は荒川改修に関係あるものか、兎角大なる財力家(地頭)の住居されていたろう。</p> | 一 二四七 | 宝治 元年 | <p>○</p> <p>八月廿九日 下総国下河辺庄 築堤修固の沙汰所りて清久弥次郎保行等その率行人と成す。</p> |
|----------|----------|---|----------|----------|---|----------|----------|---|

| | | |
|------|-------|--|
| 一三五六 | 建長 八廿 | <p>◎ 大河戸氏の夜屠の満久氏が地理的に明るい能吏が遣はれて奉行人とされ たか。 (朝霞策)</p> <p>六月二日、鎌倉大蔵の夜盗に対する警備の士に波江太郎兵三尉(岩根) 伊古宇又次郎(足立区伊興) 越井兵三尉(鷹谷) 天古右征門次郎(草加辺) 等が見える。</p> |
| 一三六三 | 弘長 三年 | <p>八月廿五日 春日部左征門三郎兼実、美濃国指深庄地頭取放免さる。地頭非 法を仰くに依つて六波羅に訴あり、その石文に依じない為、元近大天將監義 宗の手にて「この泰実、宝治の乱の際助命された幼息の成長したものが。 移戸町高野 永福寺田建の檀徒に 春日部氏、矢古氏が寄進す。</p> |
| 一一七六 | 建治 二廿 | |

上記 稻名寺文書目録 文書目録

五二二二二 信濃国太田庄大倉村

兩郷讓狀(「賜蓮文庫文書」所收)

所領等事

信濃国太田庄大倉石村兩郷

下総国下河辺庄前村河妻兩郷并平野村 一村

石件所及所讓與藤原氏也但於下河辺郷村等者

一期之後可付惣領之狀 如件

文永十二年(一二三五)四月廿七日 (北条実時) 越後守平(花押)

実時は金沢北条氏の始祖実泰の子

西暦一二七五

注 金沢祿名寺は種々の文献を見るに

推定すると 文永六年(一二三〇)

の建立か。

(岩井繁)

右に添附したる文書が金沢氏（北系）と下河辺庄との關係を知る最も古い史料であり、下河辺庄は八条院領であつたが、文治二年（一一八六）下総は頼朝の知行國となつたので、彼は国内庄園の年貢未済について各領主の冢司からの注文を徴し年貢進済の催促を行ったが、その際の注進狀に八条院領と注している。

△ 吾妻鑑 文治二年三月十二日の条

また文治四年地頭の沙汰についても朝廷の意向を伺つた際に、朝廷よりの返事に公家所領の年貢未済地が掲げられて居り、その中に下河辺庄は八条院御領としてある。この頃の庄司は、下河辺庄司行平である事は史家の知る所であり、金沢氏が下河辺庄に対して有している所領は庄内一戸地頭であるか。一戸地頭は一區一庄において地を交えずおかれたものであつたが、勿論その所領区内の村々には地頭代がいたわけであり、上掲の文書は奥州（越後村）がこの下河辺庄内の前林、河妻兩郷と平野村、その地の庄領を藤原氏に譲渡した譲り狀であります。

この狀文に依ると藤原氏一代の後には再び金沢氏

の總領に付すとあるから、下河辺諸郷村の地頭取は奥州直系の当主の總領であることが判明する。尚領家取が北系氏であり一門一族に分給したものであろうか。

奥州は、当文書の半年後（^{或元されし}）建治元年十月死亡してゐるからこの狀文は全總領の処分狀の一部ではなからうか。

△ 藤原氏は奥州の妻

◎注 安産氏 藤原、兼盛の女であり、安産氏は北足立親の出身藤原盛長の後胤である。藤原氏にてその嫡子の情にて死亡前に譲りたものであろう。

△ 前林郷 茨城県猿橋郡総和村

△ 河妻郷 茨城県猿橋郡総和村、五霞村

△ 平野村 埼玉県幸手町平野

下河辺庄の諸郷村だけは藤原氏一期の後と記される通りに信濃大倉石村兩郷とは異つた住居の由緒の所領であつた事が判る。思うに下河辺庄は金沢氏の始祖奥州より始るものであつたか。（舟越寮）しかし、下河辺庄は庄司行平、不断の所領であつたから下河辺氏表脱した奥州の時代に所領に成つ

たと推定されるべきではないか。(岩井繁)

◎ 五十八年後の元弘三年五月、新田義介の挙兵に際して金沢貞恒は、その防敵の爲、本領地である下河辺に急拠出陣したるも、小山・結城の軍兵に取欺してゐる(太平記) 見える点より、祖先伝来の所領であつた事が確明される。

| | | | |
|----|------|------|--------------------|
| 源長 | 二二八〇 | 弘安三年 | 豊野赤沼 常楽寺薬師 如来立像 |
| | | | 弘安三年以下不明 |

○ 二二二三 下総国下河辺庄下方内

稱名寺領 奥檢帳(元)

注進

下河辺御庄下方内 稱名寺々領利々□

永仁元年奥檢目録等

(一五九三)

合

現作田 廿五町四反小四十歩

加執田定

除 一反三百歩

定田 廿五町二反半四十歩

御佃 三丁五反九十歩

稱名寺文書目 一一号

当文書は下河辺庄下方郷の村々が、稱名寺領と残つてゐるが、本派は、金沢氏の所領であつて、此から寺に寄進されたものであらうか、寄進されたのは(時期)は当 文書の作製された永年元年以前であらう。

奥檢帳は、既に寺領とされてゐるからであり又これが寺領地として最も古い記録でもありません。

金沢氏の所領であつたと考えられる根拠は、当文書に見える三人の名主のうち最大の名主たる鳥子氏は、金沢氏の家人であつたと推定されるからであります。

と同時に築地郷地頭取でもあつた

(後述文書)

漸この寺領は赤岩郷三ヶ村ではないかと推定される。

十四ヶ村は赤岩郷にありながら金沢氏滅亡の直前、元弘二年(正慶元年)二月に寄進され

○ 片山入道跡

現作二丁二反大五十歩

御佃 二反百歩

分米一石九斗一升五石

所当田二丁半十歩

分米八石二斗一升一合

○ 并米十石一斗二升六合

右注進如件

承仁二年正月 日

(一一九四)

左近将尉平忠重(花押)
沙 跡 西園(花押)

新方郷の初見は 嘉元三年(一一三〇五)

川辺郷分 乾元元年(一一三〇一)

野方郷の初見 乾元元年(一一三〇一)

河妻郷の初見 文永十二年(一一三五)

前林郷の初見 文永十二年(一一三五)

平野村 文永十二年(一一三五)

他に金井本郷 徳治元年

春日部郷 宝治元年(一一四七)

大河土 治承四年(一一三二)

等々が見られる。下段末尾二行フック↓

の新設はなかつた。(舟遊案)

金沢二号文書の解説

下河辺下方の内祿石寺々領下地積成

⑦ 文書第二号参照

除田 小沙汰免 一反三百歩

總田叙 御佃 三町五反九十歩

定田 所当田世一町七反八十歩

(イ) 除田は 小沙汰免として見た。これは、

寺領の沙汰入の給田であつて十四ヶ村の

三大名主の内の鳥子兵衛尉に給せられて

いる。

(ロ) 佃は所当田の一割であり、中庄園の一

般的比率と見る事が出来る。三人の名主

に保有田数に比例して不均等に配分され

ている。

(ハ) 所当田は御佃と同様三人の名主に不均等に

に配分されている事が判る。

↓ 狐塚 元享四年(一一二四)

築地郷 文保元年(一一三二)

同一時代に多く表われて来ている点 文書の故も

あろうか。

入殿する人物は貞頼に最も近い間柄の女性である。

イ、金沢殿は一中最大の権力ある女性である事

が判り

ロ、佐々尾殿については不明

ハ、その恩給は上記文書三人の名主は、頼時以前に

行われたものらしく何れも跡地となつてゐる。

この頃の知行人は初給入の子孫ではないが、察

するに随つて金沢氏の始祖実泰の時代に始つた

ものと推定されます。

福名寺の建立者である実時、金沢氏二代の人

で建治元年十月廿三日(一二七五)即ち文永拾

貳年に歿してゐるから文永年中(一二七五)三箇

に福名寺は建立されたものであり、推定するに

鐘を鑄造したのが文永六年(一二六九)が正しい

のではないが

当文書はすでに福名寺々領に赤岩三ヶ村が成

つてゐる点から、福名寺建立の際に父の実泰相

伝の地として、寄進された事が明確化されてく

る。

金沢律石寺文書 二二〇号

中務大輔瀨分下河邊社内配分事

川邊分 米出石四斗三升八合九勺六才

野方分 米八石六斗九升七合五勺九才

銭 四六貫八百八十二文

銭拾七貫九百廿一文

河辺分内 課

野方分内 課

金沢殿 米一石八斗一升八合八勺

米三斗六升五合八勺

銭二貫八百文

銭五百文

中務大輔 米廿四石二合九勺八才

米七石九升一合六勺

銭卅六貫九百七拾二文

銭九貫七百廿一文

入 殿 米三石七斗一升四勺

米五斗八升八合三勺

銭五貫七百廿一文

銭八百六文

山本殿 米九斗二合六勺

米六斗五升一合八勺



録一 頁三百八十九文

金沢貞以が中務大輔に補 されたが正安四年(三〇三) であり、越後守に補任されたのが、嘉元元年(三〇三) でありこの間は正味九ヶ月間あるので、注正安四

録八百九十三文

年は十一月廿一日改元し、乾元元年と改り、乾元 二年八月五日に嘉元元年と改る。 末 この文書で金沢氏の所領が明確になる。

金沢林名寺文書 四号 西暦一三〇四年

五二四と 六波羅探題下知狀 (一三)

伊勢國小口口口口住僧覚 口

納所地頭代兵部法橋押領 口

半押留寺口口口落住古提致 口

右當寺領平松邑段半、壁口惣段 口

田也於大堤内 口

以來波地頭代 口

守護代鶴沼 口

丸明子細今年五月廿二日、同六月 口

上押使者春日部孫二郎入道 口

景家等同九月廿八日重慶日限 口

十二日正弘景家講文書任被領 口

旨相觸直近地頭代之邊、木及請 口

代背三箇度在文不参之糸難進 口

然則於田也者停止押領、可令亂返押 口

可修園也、汝押領啓事可被分召所領 口

上記文書

六波羅探題下知狀

春日部孫二郎入道正沸なる人物と姓不詳の景家 がその使者として見える。

尺文の文書のため、多くの解釈困難なるも地頭 代不法にてその意反が三度に涉つてゐる点を指 摘し、その所領を改公され、追放したるようであつて、金沢林名寺関係とは直接ないが、北条 一門である金沢氏は、幕府の重職でもあつた。

春日部孫二郎入道は研究を要するも、後述の 南朝の臣 春日部治頼が輔重行。時頼の父と目 される点については、別添付した。

補訂文書

正安二年五月記録青石塔婆

注三 頁

一三〇〇 冊和四二年四月十六日探訪中発見筆有

真玉史談四二年三月号に所載済

嘉元二年十二月十六日

(二三〇四)

越後(會沢真蹟) 後 門

正系時範) 遠江 門

註 一写三写は 歸依佛 とあり

二写は 南無佛 とあり同義語である。

中国よりの渡来の僧であり、鎌倉建長寺の長老僧の書とされ建立されたものとされている。北条一門の被護受けた等一山がその一門の金沢氏と相近づき、その奥察、奥時（奥時）の所領たる下河辺荘にきて建碑したものであろうか。

下河辺荘の最北端とされる結城市の近くを必近年同一宿の青石燈婆が発見されている。

金沢抄名書 五号

五二四九 金沢瀬戸橋造管棟別録注文案

河辺新方分

百拾六頁五佰捌拾大文

所在地 松伏村上赤岩源光寺直ぐの畑中に

○正安二年月日不詳 青石燈婆 注一写

県指定文化財物件

所在地 松伏村大川戸光嚴寺境内

○正安三年 青石燈婆 注二写

県指定文化財物件

所在地 寺川町木苑 清浄寺境内

註

別掲でにあり、下河辺荘と太田荘の接点の春日高市下 田の築師堂にもその断 が昭和廿九年七月聖者が判らぬまま発見してあつた。

当時 この赤岩郷は下河辺荘内の中では一番僻けて居た所であり、豊かな村落であつた様子がかがえます。

朱

下川辺の新方分として、始めて或上に新方庄が見られて来ると同時はその荒蕪から批較すると新方分の地域の大きな点が理解で

〔未〕 百貫八百文、此内八百文（文解分）と糶料

上帳四百五十文
肆拾参貫参拾文 野方分

〔未〕 四十五貫 此内二百文と糶料

〔未〕 一貫百七十文

拾貳貫貳百文 大石禾分

〔未〕 拾一貫三百五十口文

拾貫七百六十八文 田西分

〔未〕 十一貫二百十口文

〔未〕 二百廿五文上糶料用子

拾九貫八百七十文 堀生庄分

〔未〕 七貫六百

五貫八百文 六浦庄分

〔未〕 五貫四百廿文

六貫二百三十二文 金沢分

〔未〕 一貫二百

まる。〔赤岩十四ヶ村の一つか。〕

嘉元三年 倉柄兼雄書状 西暦一三〇五年

赤岩種争 令成進御放書候

可令付提奉行人給候也

右文書は御渡兼の二つとして、灌漑施設の用発並びにその管理者に金沢市より令書にて命じて呉れる様にとの文が。

この当時の赤岩郷の地頭取は「倉柄兼雄」と宛るべきであり、後に某地郷地頭取問題に再び見える人物である。

近隣の某地郷地頭取を神領したか。?

神文

徳治二年

△△△△△△△△△△△△△△△△
徳治二年祐恵 熊野文書 (一)

下総回下河辺大河土熊野権現

畠〇〇

田六十畝 ○〇築師堂分

石平村加件

徳治二年三月十五日 谷惠 花押

△ 埼玉県史所載 説明を省略す。

一貫七百文

富岡分

「二貫卅七文」

一貫三百十文

浦里谷分

「四貫四百九十三文」

十一貫八百七十五文 北郡分

三貫八十文 信乃大倉石村

已上貳佰三十二貫四百十八文

嘉元三年(1173)四月廿八日 覺慮

五二七五 内河二郎太郎也すとる讀文

「内河二郎太郎(讀文)のうけふみ 十一月十二日」

申(受)しくる御寺の受入の御用より金とうの事

合本二貫六百文者

□^五件の御用ようとうは三十日

を一月として百文別へちに

□^五つゝのり利介ふん四おく四はへ四候

て(案)らい八月のうちに解けた

いなくはま案まへ案まいら案せ案候へ

補訂 (一) 青石塔婆 斷片 第四号

同五三〇七 扁依佛 青石塔婆 斷片

春日部市下輝田 東光院境内所在

朱 筆看 昭和廿九年七月発見

前記 寧一山建立と同一碑也

補 徳治元年(三〇六)三月十七日記銘

金井本郷(庄和村)

神田提取取神

庄和即西金野井香取神社所有

一三九号文書と当て入書にて金沢氏の所領が改めて明確化された。

文書 文号 西暦一三二一年

一、当文書にて当所、既にこの郷が終名寺領にな

つて居た事が明白であり、内河は前述の寺領

三ヶ村の中であらう。

当文解説

内河二郎太郎は寺家受入の用途二貫六百文も年

五割で十ヶ月振り、費として三十六丁の四郎太郎

多分「崩」を入れ、若し費勇が逃亡すれば十貫

く候^發柳^{字名}しち^{字名}四^{字名}四^{字名}四^{字名}あ^{字名}そ^{字名}な

四^別郎^男太郎^男年^男三十六^男のを^男と^男こ^男お^男い

れ^{おき}口^候口^候口^候も^候し^候ら^候い^候月^候を^候す^候ま^候す^候ま^候

候^候之^候み^候ん^候口^候口^候口^候も^候か^候り^候ま^候

いら^候せ^候候^候は^候と^候か^候の^候し^候ち^候お^候

な^候か^候し^候ま^候い^候ら^候せ^候候^候口^候口^候口^候も^候

しか^候の^候し^候ち^候し^候ま^候と^候う^候ま^候ら^候

して^候候^候ま^候と^候十^候賢^候文^候の^候禪^候よ^候う^候

と^候う^候を^候は^候ま^候へ^候ま^候い^候ら^候せ^候候^候

へ^候ん^候候^候も^候し^候口^候口^候口^候ち^候け^候た^候い^候候^候

て^候い^候か^候な^候る^候く^候ゑ^候も^候ん^候せ^候い^候

け^候の^候口^候口^候口^候へ^候ま^候か^候り^候口^候て^候

候^候と^候も^候し^候よう^候も^候ん^候を^候か^候

り^候口^候口^候口^候して^候し^候や^候う^候て^候ん^候と^候

か^候う^候して^候か^候ら^候め^候と^候ら^候れ^候ま^候い^候

ら^候せ^候候^候着^候也^候口^候口^候て^候の^候ち^候の^候し^候よ^候

う^候も^候ん^候の^候た^候め^候し^候や^候う^候く^候ん^候た^候

の^候こ^候と^候し^候と^候り^候ぬ^候し^候下^候か^候わ^候へ^候

の^候み^候し^候や^候う^候下^候か^候た^候測^候り^候や^候う^候

あ^候か^候い^候わ^候う^候ち^候か^候わ^候の^候ま^候へ^候口^候い^候

の^候ら^候う^候人^候二^候郎^候太^候郎^候や^候す^候と^候う^候

慶長元年十一月十二日

花押

文を入れると云い、(十賢文入れるものが二賢文を借り、内親を禱に入れようか)

この二郎太郎の場合は、寺家受人の用途といふから、寺家へ納むべき、恐らくは年貢銀の未達であり、それを借銭に切り替えただけであつて、現切に二郎太郎が手にしたものではない。

註

延慶四年四月二十八日 改元されて

慶長元年となる。

五二七七 藤口利儀清券 (二八)

山林石寺修門

員文者

三十日別に加有文仁

六利共無海急、可未積園

氣沙汰候者下河江庄口口口屋門

藤西卯 内村田町丁今明兩年

不可被召上寺家杖 如件

正和二年五月廿三日

藤口(松林)

(一三一一)

熊野文書 (一)号 西曆一三二六年

宛行 下河江下方大河戸熊野權現

并 禪師堂 寄進田畑坪村事

田二反 花滿作 大 魚沼

合 畑二反 藤崎内移 六十森下やしき

右依為親父土死法橋 了来子息

能登明朝所被補後刑当也

殊致精誠可有御祈禱先〇

寄進状如件

正和五年拾一月十日 藤田 花押

朱 前記文書と同様ハ

借金の入質畑を在敷、即ち田畑として敬買
文の抵当として、その名主某「作人権行藤
田郎」分を二年二作を入質している。

補訂 (三)号

此の年に、道福寺(松伏村)今廃寺となつてい
るの補田とされている。

補訂 (四)号

青石岩姿

光明寺書種二ツカ

越谷市區画 渡辺宅基所に所在す。

五三二凡 下廻國下河邊庄築地敷地願取訴陳狀案
銘云 常同

(七六) 文書目八号

上野國村上住人尼常阿代勝^{智カ}謹^{キト}□□

欲早任御書下并沽券旨蒙

御取取、倉袖掃部助四郎

修理権大夫殿 御取取候人押領 下廻

國下河邊庄築地敷地願取回事

則進 二通 御書下并沽券旨

件癩者文保元年十二月七日倉袖掃部

助兼准自去午既至今年亥年、今沽却六ヶ年

於貳佰貫文之刻加同日御書下着、下河邊

庄築地敷地爲作事料足、自明年六ヶ年沽

却争所被御食出云々、雖然自明年被

押領之間及被内違々、雖取申依不

道行、所令言上也、而兼雄雖令死去、子息即而

即相繼亡父跡之上者、早被召出之、住證文

旨爲蒙御取取粗言上如出件^{在判}

匠作禪門代國信并申

欲早被奪領上野國村上住人尼常阿

訴下廻國下河邊庄築地敷地願取回事

築地類は現在松伏村桑比地とその周辺一帶
である。

訴入たる上野國村上住人 尼常阿の訴状
ではこの郷の知行者は 倉袖掃部助四郎と
なつて居り、彼は修理大夫（貞鏡）の内、
御取候人であるが、彼の父 倉袖兼雄文保
元年（一一三〇）から今年（元享三年）までの、
六ヶ年築地敷地願取を下河邊庄築地願取作事
料二百貫文の借金の抵当として、訴人に沽
却したのに、その耳から押領した。

その後兼雄は死亡して子息の即田郎が亡
父の跡を継いだから、この四郎を召出して
取敢して欲しいと云うのである。

それに対して、貞鏡（匠作禪門）の陳
状案には、新人の押取は跡形なき不実であ
り、売買の儀はない。この郷地願取は家入
の鳥子中務丞利時給分であったが、利時
の後家尼妙阿が文保二年三月廿五日、継子
の中務次郎顯忠を殺害したので收公したも
のであり、妙阿については彼女を流刑に処

右加訴狀者、僧部者、文保元年十二月七日

倉稻掃部助兼雄、令法部六ヶ年於貳佰

賈文、即年押領軍任御書下放券狀

御書御取云々取詮

此條無跡形不與也、對于未聞不兇常阿

爭可有賣買之儀哉、宜足懸察、隨而

備進狀等者、家人鳥子申勞、利時後家尼

妙阿、令米納常規年貢之賄所書與之

狀也、其証期問答之時、而彼妙阿同二拜三

月廿五日、於常所令殺害、繼子鳥子申勞、次

郎志願利時之同、令以公給命、被殺流刑之

廻、跡遂子息重軍、然後誦清式部四郎

左衛門尉、取定後家、先年得彼妙阿所得狀

等、望申問住所、差符之由、就承及抄……

以下次文

五三三〇 武藏國狐塚得分注文(六五)

代錢一貫五百十二文 反別三百二文二分定

得納紙三斗口口

反別六升定
口半定

願しようとしたが、跡を隠し、遂に清式部
左衛門尉取定の後家となったと寫して、問注所に
訴え出た(以下次文)の爲不明

この文書の注目される点は、中古の武士が、
その家臣に所領を分給した状態や、所領を売買
をしたり、謀害を仰り他人の所領を押領した
して詐偽行為をなして屢々訴訟を起し所領の増
大、維持を計るに汲々していた事情がよく窺わ
れる。この意味で貴重な興味深い文書である。

尚、文書(二) 稱名寺領實檢目録に見える鳥子
兵衛三郎跡として大なる名主が見られ、下方郷
の大半の大名主である事が知られ、その後三十
年経た跡迄であり、鳥子兵衛三郎の息が鳥子申
勞、利時と断定されると、陳狀案の申介が正しく
されて呉れるのであるが、鳥子氏が栗地郷一帯
の一大名主であった事が解明されず。

倉稻氏は赤岩郷の地頭代であり、並接の郷村
の爲押領掠めたのか?

一よりつづく 文書九

三十文

差地一方代
家別良

口 文

銅用途
反別と文五分足

代銀三百八十五文^⑤ 反別七十五文定

注冊越教授

節料早米粳米三升

代銀六十一文 反別十二文半定

注冊越教授

節田枚

除拾四枚 御上分

定編十六枚

代銀一貫六百文枚別百文定

蒸二兩二分

代裁五百文

□^③在家包刀裁 田五反 畠三反

八百五十文 反別百三十文 田月中并

百九十一文 每反別六十三文二分定 兼同狀銀四月中并

百九十一文 每反別六十三文二分定 兼地口口月中并

六百九十二文 藍簽代七月中并 反別百廿八文四分定

□五十文 上酒代除御上分定 反別三百十文定

五百五文 耳中行筆小袖代 反別百文九分定

二百文 御殿油代 反別四十文定

□十六文 炭代 半在家別定

二十五文 瑯簾代 反別五文定

□六百文 公事料 半在家別定

三百文 酒肴料 半在家別定

□七文 御刀着米一斗九升代 反別廿五文三分定

廿五文 餅代白米一升 上合升定 反別五文定

□二文 御衾米代 反別二文分定

百廿六文 長夫用塗 反別廿五文二分定

□文 冬葦代 反別廿六文定

已上十二貫五百五十一文 除正作定

□二郎後家 本五箇跡

一 反 一ツホ、堀田

分米四斗

分銀八百文

〇三百文

臨時役 反別知不用
百文定

六十文

移敷用途
〇〇〇

〇文

節季用途
反別〇〇文 (定稅力)

二百十文

院飯用途
反別四十三文定

〇〇

湖草用途
反別十九文二分定

五十三文

湖松用途
反別十文一分定

〇〇

墓用途
反別世文定

八十八文

〇〇〇〇代
反別十七文〇

〇〇

元三用途
反別〇十文定

六十五文

〇殿方
反別十三文〇

〇〇

半在聚別能
寺銀一口代

八十六

湖童子代
反別十二文定

〇文

梁代
半在家別定

〇文

結札
半在家別定

〇十七文

湖刀香衣用途
反別十三文三分定

〇三反

分銀二圓百文

百文 秋酒

四百文公事料

百文 臨時役

以上三圓五百文

〇三郎

孫太郎跡

并計由ノリ

分銀四百文
分銀八百文百文八圓免之

攝五反

此内一反可

分銀三圓文 五百文は御免

二百文 秋酒

大百文 公事料

百文 臨時役

以上四圓之百文 但此内大百文御免

定四圓百文

都合 五十三圓十七文 但此内三圓五百文御免

定銀五十圓五百十六文

四十五圓計にあるべく候

〇〇

注文加件

元享四年二月八日 (一三三四年)

現 栗橋田狐塚であります。

前文文書でありますが

名主別に書上げた年貢であらう。確実に判るの
は〇二部後家分と〇部三郎分とであり、前者の
保有地は一ノ坪の畑田一反と所有不明（又換の
為）の田三反であり、後者は狐塚井料田ノッバ
の分四斗分銭八百文の年貢がついている田と同
じく狐塚の畑五反である。どうもこの文書は、
狐塚のみでなく他村の年貢注文もふくまされてい
る様である。狐塚は下川正庄内の村であるから
これは下川正庄の一部類村の年貢注文とみられ
る。少くとも〇二部後家の分は狐塚以外の地であ
らうと同時にその前掲分は狐塚以外の地では
ないかと思われる。

横浜市立大の舟越康寿教授は金沢越後名寺及
領の研究でこれを赤尾頼の得方注文の一部では
ないかと書しているが私は狐塚の正庄の下川正
庄の村々、例えば川妻と前林あたりの得方注文
としたいのだが、
「岩井案」 なぜなら

「別紙に松永君が見られるが
松永は 栗橋町松永である。」

全体の年貢高五千三百七十七文のうち、名主不明の
名主の分十二貫五百五十一文〇二部後家分三貫五
百文〇部三郎分四貫七百文の計二十貫七百五十一
文の内訳だけが判明出来るからその世の分三十二
貫二百六十大文分は尚数人の名主の年貢責任者が
居る筈であり、その保有地、年貢の部分が書上げ
てあつた筈であるが、前文文書の為不明。

尚この文書の特殊性は三十二種に渉る雑公辛の
年貢が課せられて居る点が判明される。中古の貢
辛研究資料になる貴重な文書である。



この文書にて在家の名主が田畑を呼称
する主なる点が判明される。

台 二町半廿歩

一里

一坪半廿歩

廿歩ひらき 小六十歩不

せう明

二坪半廿歩

不

同入

五坪

ひらき

同入

六坪半廿歩

小十歩ひらき 百歩不

同入

七坪 一畝

神田

同入

八坪少

不

同入

十一坪四十歩

ひらき

同入

十二坪廿歩

ひらき

同入

十三坪半

ひらき

同入

十四坪半

不

同入

四坪川

五十歩ひらき 七十歩不

反内五郎

三坪小

不

同入

九坪半

不

同入

十坪少

不

同入

十五坪半

百歩ひらき 八十歩不

同入

同文書の説明

前記文書にて判明される様に内河にては保里副にて舟主が保有の位置が明示されている。本田とひらき(新開田)の区別が明確に記された検見帳である。

作田と不作田、得田と瀬田、即ち作田は耕作可能な田であり、不作田は耕作不能な田の事であるのは説明するまでもないが川成・富成・荒などとも云われています。

得田とは保田の内収穫の完全に行われ得る田を云うのであり、天災、人災等にて当年だけが収穫が皆無であったものが瀬田と称せられ、且貢は天体において免除されている

△ 当文書が赤岩郷内の村であると断定したのは赤岩の地に岩岸、岩尾、岩本、岩嶋、岩本岩平、等の小名が存しており、岩にむあったと推定が成立するからであります。

◎ 当時(昭和廿六年)頃の横濱市立大の研究がその皿まで至っていないので、而し多少の板災

推定するに新方検見帳の項(嘉慶元年頃か)

十六坪半 ひらま 反内五郎

十七坪三百歩 不依 田入

以下廿四坪まで廿五、廿六坪は仄文でせう明之反内五郎の保留地皆不作となつてゐる。

中 仄 文

一里

一坪大四十歩 本田 丞太郎

二坪大四十歩 本田 行馬五郎

以下十三坪(以下仄文)まで平均に大四十歩で作入は 道阿弥隠掃がと坪と十一坪を保有するのみで、他は何れも作入の名が裏つてゐる。

十一坪、十二坪が二年用まとなつてゐる。皆本田であり、この里が圃墾の中心となつて進めてくれたのだらう。

二里

一坪半 九日田 平蔵三郎

二坪大田歩 同 入

三坪一反 半新圃 丞太郎

四坪半十歩 新圃 同 入

前項下段よりつゞく。

これは成されてはいたが上総国久保郷との見方をとつてゐた。

中 畧

当文書は「中仄、後仄文書のため」開墾された全面積を知ることが出来ないが、鎌倉時代の末期にても新圃系の時点にては 條里、坪、割の制度が行われてゐることが判り貴重な資料ではあるまいか。

五坪三百歩之内 小世歩 以え 右馬五郎
六坪三百歩 新附 新附 藤次郎 珠頭次郎

金沢御名寺文書 十号 注 県吏所取

五三三二 鎌倉將軍家御教書 (六七)

遠江國天籬河 下總國高野川

兩所橋寺 祈禱

柳地也 早任先例 可致

沙汰之状、依御執達此件

元亨四年八月廿五日

(北条高時) 相模守 祐神

(金沢貞鏡) 修理權大夫 花押

林名寺長左

稿紙のことか。

高野川は古利根川のことです。

元亨四年は一三二四年

五三五五 下総國新方検見帳 (七〇) 林名寺文書 第十一号

(瑞長集) 新方検見帳 (嘉暦元年) (西暦一三二六年)

(新方) 検見帳
にいかたのけんみちやう

十丁めい合
おまの合

合 (恩問)

当文書に見える如く

新方綱は十丁宛と恩問の二小村に分れており、
十丁宛では四丁の田畑を西至五反に割かし五人

四反世分 まご二郎。孫二
 四反六十分 しよう三郎。庄
 五反 へい二郎。平
 四反六十分 いやとうし 孫藤次
 五反 くゑさう三郎

己上四丁 分米八石

合二丁二反小世分 一丁六反半世分

分米四石四斗二升五合 三百五斗一升六合

おまの分

(恩向、忍向)

七反 大夫五郎
 六反大 ちう大郎(木)E.T.向。忠
 九反九十分 又大郎
 三反小 五郎四郎
 三反半 まご三郎。孫
 八反三十分 大夫六郎
 四反小 せんけう 佃政?
 四反七十分 にうゑん 入園
 四反三百分 二部太郎
 四反九十分 いや大郎 跡
 二反三百世分 ゆいくわん 寛

の小名主が保有しており、恩向では八丁四反
 余の田を二反九反の小保有地に細分し、十
 五人の小名主が見られて 尚
 大夫 又は 太郎なる者は、地の人形より多く保有
 されてる点は研究される。

新方には除田、畑が存在せず
 所当田畑は路内にも主に配分されている。

年貢の斗代は二斗代であつて
 総計は 三千石と斗一升の計算になるが
 当年は穡田が多く、八丁一反十五歩
 實際の得用収入は
 二十一石四斗七升七合である。

口反七十五分 いや三郎 弥

口反大出分 大夫大郎

四反 大郎二郎

四反十分 まご大郎

合 八丁四反小十五分 (とく乙ん (得田))

以上 分米 十六石九斗六升二合

その分田 六丁三反 (その十石と斗口 小四十五分 升五合)

以上十四丁七反三分 分米廿九石五斗七升七合

ちやうの米 合 二十一石四斗九升七合

口口合 八丁一反十五升 十六石二斗四升一合 (嘉曆元)

かりやくくわん 年十月三日

へい大郎 花押

ちやくわう 花押

正中三年四月十六日

改元して嘉曆元年となる。

大川戸能野文書目 三尋 嘉曆三年八月三日 (西曆一三三八年)

寄進状 解説困難 (虫喰い) 依つて所載を要す

元徳二年 (西曆一三三〇年)

東 葉 印

補訂 (心) 青石塔婆

草加市青柳 (旧川神村) 深井宅前在

嘉曆三年八月三日

(弥陀種子一尊)

金沢林名寺文書 第十二号

注 文教智房在家事

一、三三一 元徳三年 上村一丁 内作七反

不作三反

二、四四四 二畝四段分 五反

作 三反半

不作 一反半

下村 大郎次郎介

七反四十歩

作五反四十歩

此注文之内皆教智房の候 不作三反三十歩

稻名寺文書 要兼(一) 第十三号文書

教智房田畑注文 了忍所達 元徳三年十月十三日 (西暦一三三一一年)

(逸) をつて申候 教智房 わせ なかてのふん (分)

一反内を半わせにて候候とに (早稲) かりて候

(屋敷) やしまには なたも候はず候 (別) ちの所に

(芋) いちのすこし候 次郎四郎内 (早稲) (分) わせのふん

注 教智房在家注文 解説

本来在家とは、家のことであり、阿時が屋敷前畝の龜を含めて、在家と表現し、更に田畑そのものを称するよりになつた。

林名寺領文書にて、畑を在家と言つた例が現われ、教智房在家と言ひながら、家を標けてなく田地そのものを指してあり、しかも、彼が支配している五反前後の畝筆の田を云つてゐる。下川辺庄が、庄内の別荘より延り、その耐盛田圃を含む若林となり、遂にはその田圃が在家そのものの終と残つた発展過程が示されてゐる。

五升まきばかり (替) かりて候 (近) かりて候

なかくて一斗まき (中箱) (替) ばかり候 (中) 六郎次郎内

わせのふん (早箱) 六升まき (中箱) (替) なかくて一升 まき (替)

はかり候 (中箱) 平次太郎内 (中箱) なかくてのと升まき (替)

はかり候は (末) (中) いまだからず候 (中) これらか (中)

やしきに (厚敷) (中) いふ (中) まめを (中) つくりて候 (作)

恐々

五四〇五 金沢貞將寄進状 (一)

下総国下河辺庄内赤岩郷、信濃国

石村郷武藏国大浦庄雪田郷 守有祥

此所々者為不韜之地永代奉寄附

當寺候、此外父祖三代之間寄附之

所々者 如本知行御管領不可有

相違候、天下泰平之御祈 念

可被致精誠候 恐々謹言

正慶元年二月十六日 武蔵守貞將 (花押)

稱谷寺長老 (元弘二年、三三三)

〇〇

補訂五 青石塔邊

史跡とは説より

弥陀種子一尊 市内久保豆社に存す。

上掲の文書の下河辺庄内の村々赤岩郷は文面の如く不韜の地として寄進されたが金沢氏一門の所領であり金沢氏終領たる人物の所領であつた事が推定される。北条氏滅亡の直前に至りて寄進したる点氏の爰處の新願しての奉納であつたらう。

この寄進状に右三所の領地の他に父祖三代に涉つて寄進した所々は元の如く寺家の管領たるべしと言つてゐるから赤岩郷全体の寄進はこの時が始めではあるまいか。

後述文書堂町期にかけて三ヶ村、十四ヶ村と

別本録名寺文書 ①②③寄進狀

上河妻の頼之田貳丁戒光寺へ参らせ候 かうのい
ろい候て一田に参せ候 百姓をも召使うべく候
後にはよの田に立替へらるる事も候はんずらむ
覆教は違つまじく候

御心得の爲に申渡御時領石村なんとり候て、
さにおはしますべく候 あなかしく

天保二里 正月十六日
道くの御房まいらせ候

(2) 河妻に新田一丁 戒光寺へ寄進参らせ候
御時の不足分にまいらせ候

元弘三拜正月十日 (三三三三)
戒光寺へ参らせ候

(3) 戒光寺へ川妻の屋敷一所参らせ候
坪は横須賀殿と記し申すべく候

あなかしく

道くの御房参らせ候

△ 後述、解説す。

前頁下段より

赤岩郷の荘貢狀が別々の代官にて徴收され独立
した形態で寺家に送られていた点、寺領の由来が
異つてゐるからではあるまいか。それは文書に書
される通り、その不諭の地とは実態より重代の所
領である事が判明されます。

然るに三ヶ村は前述の通りすでに寄進されてる
からこの寄進狀の赤岩郷は十四ヶ村の方でありま
す。

建武元年二月文書 二通

熊野社文書 ④

寄進

本文畧す

建武元年二月十三日

南政所

〇〇井 花押

左征門尉知家花押

能登〇〇

尊房が

(県史所載あり)

(補)文書 十五号 年代未詳

五四七 氏名未詳書狀 (三六三)

于今不道行候、失申意候、金山重奉書事、已奉

行方へは申狀付書上候へとも

是又以同然候、煩懣身緩

急之様に可被思食候間、如此

廻引敷入候、近日之程、

愈々可申成候也

岡田殿為下河邊庄主、御使者令下河給

上記文書

内容不明なれども

飯田某が、下河庄定の庄司に使者

として發つた筆が判るが年月不詳

別 春日部氏地頭藏安堵狀 (1) (2)

| | | |
|-----------------------|-----------------------------|---|
| 一三三六 | 延元元年 | 三月廿二日、春日部治政少輔重行、下総西春日部郷、山辺領西郷の地頭取を 安堵さる。 |
| (現 春日部市と千葉原山武頭山武町あたり) | 八月廿日、春日部治政少輔重行、遺領を己下若法師に安堵す | |

金沢林名寺文書 十六、十七号 貞和四年(三四八)

下河庄下方内河庄貢米送進狀

八石三斗三升

令柳藤斗者

(上段より)

右送進上折如件

貞和四年九月三日

印

△金沢秋名寺 十七号文書

同庄下方赤岩外河当年年貢事

合納分 九石五斗一升 三斗例也

加徴されている

米玖石捌斗壹升 (とされた)

上村 糠三 下村四 藪四石

藪七十大枚上村 三五枚下村

右送進如件 兼宣 花押

貞和四年九月十四日

延文の市場祭文並来る

武洲文書所載の大口村武助所載の文書

下川庄

春日部郷市 現 春日部市稻壁

花和田 市 北葛飾郡三郷町花和田

吉川 市 吉川町

十もり嶋市 未調

彦名市 北葛飾郡三郷町彦名

末田市 岩槻市末田

延文六年九月九日(二二六六) 實際は康安元年

(正平十六年) 延文六年三月廿九日改元された。

上の文書にて

政所代官は兼宣であり、雑公事として米納の
池に 物納として、糠・藪・藪等が見られ、
土産の特産品が、年貢の対象になっている。

上記文書

延文市場祭文にて判明される事は

埼玉特産に、越谷近辺に 上記の市場が
おかれていた事が判る。

△金沢秋名寺文書

十八号

貞治二年(正平十八年)文書至十号
(一三六三)

△秋名寺々領年貢米割帳 (十四ヶ村)

一 赤岩 肆拾五石二斗分辨

新方 十丁宛 柒石参斗伍升

貞治二年七月七日

△稱名寺々領斗貢錢割帳

内訳不明

(一三六三)
貞治二年七月七日

熊野社田畑寄進狀 熊野文書(六号)永徳元年

下河辺庄大河戸熊野権現

田畑等坪付事

合 田 一反五畝
畷 三反六畝

田大 魚沼

新田島成田一反六十坪

田 一反ウラ口ノ田

島 二反森下コラヤキ

永徳元年十月二十三日記之 (一三八二)

二〇畧分は十一ヶ所出也

当社寺四別当

朝尊 花押

補 (十二) 青石塔婆

寛安四年五月廿七日記銘

八潮町八條殿社境内に存す。

種々の寄進狀が残されているが、其代即ち
寄進したる時には

考察するに戦乱が行われている。

尚又 物騒の時である。

考えるに 民情安定と平穩を祈願

しての寄進と見てよいだろうか。

五五八九 森名寺文書 写 永徳二年(一三八三)
下念用赤岩親年裁結解帳

赤岩 十四村結解帳 永徳二年
△定仙

注進

赤岩親年裁結解帳 永徳二年註

合参伯給貳貫捌拾文

参拾貫文 暹上 八月八日在請取

陸拾貫文 暹上 九月二日在請取

伍拾貫文 替銭区納、此内参拾貫文竹内
貳拾文淨秀九月十八日在請取

伍拾捌貫文 買米五十駄此内ニテ
船賃與米上駄賃共 上月廿日在請取

肆拾壹貫伍拾文 暹上 十二月十三日在請取

己上寺謝貳佰参拾枚貫伍拾文

画下行注文

拾陸貫参佰文 新方十町目諸段之時 勘料
此内三百文茶一介代

陸拾貫文 現代

右、所定如件

此内一貫文未進狀
在本村次郎四郎

と貫文 村々御百姓等御免

初貫肆佰文 細々画下行 委目註
在別紙

山此内 ○是は紙也

上馬文書にて

除田除米の剛が見られ画下行として、現代として、村々御百姓等として書上げられている。

国行とは、使者の注履、代官其他役人の衣食料費、政所費用、年貢の運送、河屋料、船賃、入夫賃等が含まれている。

特に文中に、現代が設けられ勘度策がよく表われている。

他の庄郷には定検魂又は定使給が見られるが市村旧増林地区、定使野はそれと比するものと断定出来る地名であろう。

尚本村の次郎四郎が未進して居るがそのまゝに請取りしてゐる点は、この年下河辺知行が古河城に拠つて訟を起している事態であり、民心の離叛を恐れたための種々の農民政策の表われで、

金沢林名寺 第二十一号

五六二大 林名寺雜掌光信甫狀案牘 (二六八)

金沢林名寺雜掌光信書上

欲早被停止関中務丞照理之所行、亂

明寺領赤岩郷濫妨放火之咎之條事

副進

濫妨放火註文一通

右、今月十二日関中務丞^{不知}石平大掾

押寄于赤岩郷致濫妨放火禍取百姓

良善^兼焚^滅之、或又傷寺領之法師之条

無理之所行也於所務之時分現如此

之不思^議之間、年貢之失墜、寺家之大

損也、寺者是^{寺所}禪^院禪寺也、寺領亦禪

附之地也、何任雅意可致^損禪^院、其上

百姓全無其咎、寺家亦無一塵之誘之

意、欲掠寺領所致無理之惡行也、就中

放火濫妨其過是重事無加^亂明哉

所詮所^禁^滅之百姓急遽出之所^濫妨

之資^財不日返之、^焚燒^失之^物者惡可

前頁下段より

あろう。願百姓などと敬語を使っている点も、

注目すべきであらう。

註、毛呂郷は茨城県古河、在

味、建仙は十年後に同国毛呂郷の政所と

なっている。

補 (十) 青石踏婆

永應二年五月二日詔名

越谷市大祖模大聖寺境内に存す

。元中二年七月廿五日詔銘の青石踏婆は

(一三三六五) 田川郷村(草加市)薬師堂に

在る。

。元中三年五月十四日 下河辺庄年貢米違

(一三三六六) とあり、前年小山若犬凡の乱に

乙糞耕が出来なかつたのか。

南北朝の争乱が止んだ後も地方においてはその

乱騒は続いており、関中務丞が大掾の下入を率

いて赤岩郷へ乱入し、放火刃傷し、百姓を捕え

て禁滅し、寺領、法師にも殺傷した事件が行わ

れた。関中務丞なる人物は如何なる者が不埒な

辨機之旨預御成敗全寺項 祇為
致洞祈禱之慮勤 恐々言上如件

永享三年八月 日 (西曆二九年)

永享九年熊野社文書 (ハ)

前又 合田 三反 魚

右権現松燈明永代記

○進 慶也

永享九年丁二月五日

大川石権現堂

大戸五郎 花神

慈名寺文書 第廿四号 西曆一四三九年

五六七二 上総国赤岩三箇村丘貢米精解狀 (三三三)
注通

赤岩寺項赤岩三々村逐年貢米事

合 十五石内

十三石五斗 代官給 寺納 代官三貫三百六十六文
一百文別五斗八合

一百五斗 代官給

画下行銭

二百文 總妙上下路銭

三百五十文 於今津渡々雜用

五百文 總妙給分

此吉川町関に在せし名主豪族の一人であり自
己の所有地の拡張の為の押領であつたろう。
寺家では自力で解決が不可能なので、幕府へ
訴えてその所断を依頼している。

背銘 法圓、明全唯仏。祐賢、融海上人、
占阿弥。祐全 尼子道阿弥、覚明

十二 銅製 應永廿七年七月十五日記録の
阿弥陀如来像 (壽銅製)

春日部市赤沼の常楽寺に所在

乗林給分

代官と政所が同代に伺いられて
いることが判る。

合一費五十文下行

廿二費二百七十文 寺納

右所^(物)定狀如件

永享十一年三月二日 政所兼林(花押)

三ヶ村政所は兼林

五六七三 下総国赤岩十四箇村^注貢

米結解狀 新編武藏風土記稿 所収

赤岩十四ヶ村^{永享}助定狀

註進

森名寺領赤岩十四ヶ村^{永享}年貢銭^下結解狀幸

合 八十箇文内

六十九箇六百文 寺納

八箇文 代官金

一箇文 總抄衣料

八箇文 夫領^{河邊町入分}路銭^{年貢區上時}

三百文 今津間方酒鹽

三百文 大浦六郎方礼養替銀三味

北条金沢氏の一族のものか

右所勘定狀如件

永享十一年三月三日

政所兼意(花押)

赤岩十四ヶ村の政所は兼意

金沢縁名寺文書 第廿四号 (西暦二四四五年)
五六七凡 不総国赤岩十四箇村年

貢銀勘定狀 (三〇七)

赤岩十四ヶ村 文安 務定狀

註進

縁名寺領赤岩十四ヶ村御年貢銭 文安

勘定狀事

各九十貫文内

七十七貫四百文 寺納此内九百文并納

九貫文 代官給分

二貫文 政所屋作合方分下行走

一貫文 聖慮給分衣料

六百文 夫領路或年貢運上之時

以上九十貫文

右、所勘定派加件

文安二年乙丑十二月 日

(二四四五年)

政所 兼惠

縁名寺文書 第廿五号 文安三年 (二四四六年)

五六八〇 下総国赤岩三ヶ村年貢米

勘定狀 (三〇八)

覽啓給分

政所の右番が行われた事が判る。

赤岩三ヶ村 文安三 勘定狀
注進

赤名寺領赤岩三ヶ村御年貢米勘定狀事

合貳拾石内

十七石三斗

寺納

二石

代官給

七斗

徳妙衣料

已上貳拾石

右所注進狀如件

文安三年 丙

十一月 日

政所理妙花押

(一四四六)

赤名寺文書 辨廿七号 (番唐一四四七号)

五六八二 下總国赤岩三箇村年貢米勘定狀(三〇)

赤岩三ヶ村 文安 勘定狀

注進 赤名寺領赤岩三ヶ村御年貢米 文安 勘定狀事

合貳拾石内

十七石三斗

寺納

二石

代官給

七斗

得妙給分

已上貳拾石

右勘定之如件 (取附)

以下次頁上段へつゞく

五六八一 下總国赤岩十四箇村年貢

錢勘定狀 (三〇九)

注進 赤岩十四ヶ村御年貢錢勘定狀事

赤名寺領赤岩十四ヶ村御年貢錢勘定狀事

合九十五貫文内

八十三貫九百文

寺納此内九貫文先納

九貫五百文

代官給

一貫文

聖惠衣料

六百文

夫領略錢

已上九十五貫文

右所勘定狀如件

文安三年 丙

十二月 六日

政所純惠(花押)

(一四四六)

赤名寺文書 辨廿八号

五六八五 下總国赤岩三箇村年貢錢勘定狀(三一)

赤岩三ヶ村 聖徳 勘定狀

注進

赤名寺領赤岩三ヶ村御年貢錢勘定狀事

合伍貫文

運貫三百文

寺納

(以下次頁上段へつゞく)

文安四年丁卯十月 日
政所 理妙(花押)

祿名寺文書 册廿九号

五六八六 下総国赤岩十四箇村年貢銀勘定狀(三三)

「赤岩十四ヶ村」^{宝徳}勘定狀
注進

祿名寺領赤岩十四ヶ村年貢銀勘定狀事

合拾五貫文内

拾貳貫三百文 寺納

一貫五百文 代官給

一貫文 彌抄衣料

二百文 夫領路銭 年貢運上之時

合十五貫文

石勘定之狀如件

宝徳元年 巳十月 日 政所 理妙(花押)

祿名寺文書 册世号

五六八八 下総国赤岩三ヶ村年貢

米勘定狀 (三一五)

五百文 代官給分 (理妙)
二百文 夫領路銭 年貢運上之時

巳上五貫文

右勘定狀如件

寶徳元年 巳十月 日 政所 理妙

(二四四九)

祿名寺文書 册廿一号

○ 五六九〇 下総国赤岩村同佐貫郷

勘定狀目錄 (三二七)

「敷地

赤岩

佐貫

勘定狀

赤岩勘定狀 宝徳元 西所より十五貫分 (注受)

同二・同三

同四年 銀方三十八箇文之内

・一貫文 道林衣料(注受)
・銀三十七貫文

「赤岩三ヶ村勘定狀 室總三」

注達

赤岩寺領赤岩三ヶ村御年貢米 室總三 勘定狀事

合拾参石内

十一石 寺納

一石三斗 代官給分

七斗 下部給分 トク妙カ?

都合十三石

右勘定狀如件

寶總三未年十一月 日 政所理妙
(二四五)
(花押)

〇五六九一 下總國赤岩村錢方送狀目錄(三〇)

「赤岩錢方^{室總元}送狀 二十八張文」

謹上 赤岩寺 侍者禪師 於口

(備考) コノ文書ハ封紙ヲ更ニ料紙ニ用ヒテ書シタルモノニ
カ、ル

享總二年ハ西曆一四五二年ニ當ル

新金沢條名寺文書 第廿二号

金沢條名寺文書 第廿三号 年月不詳

五五六三 條名寺々領文書注文 折紙
三四

「文書注文日記」

新方文書一通

大倉文書^注往文

先代一通并故將軍一通

行忍一通 礦師一通

合 四通

毛呂郡文書

先代安堵一通

山河寄進狀一通

合 二 通

以上都合六通

(要非封の文書)
謹上 條名寺御侍者 小比丘圓了

五六九三 氏名未詳書狀

(「花嶽法花同」
「夏畧集」紙背)

今月十五日宗憲房下向之時
廻進成候了能々可被御覽圖

圖

一 法勝寺上人方へ会進給目安等
趣何昧候引取存知之心は不及申

一 土州對面之時赤岩等正文書加

見書取候了但御倉料所と申候

用途たに候て今も可給候へ

無方候就其候ても 日儀房用途

此返候之條不得心無申斗候月料

可斗之由申て候なる一向虚証事

以下又文

五六九二 氏名未詳書狀

以前此等之趣雖可令申候
領主前未繫候同揮愚札候

抑赤岩御耳賣等豆一斗候着

涯分可致取沙汰候由存候廻依

水糶一鉄一粒も納申へまし

由御百姓等同心に致訴訟堅

申候者迎散之支度致仕候しを

免角更調法 米貳共和

形寺納仕候御申付候し分

未進仕候間此間の中箇を下

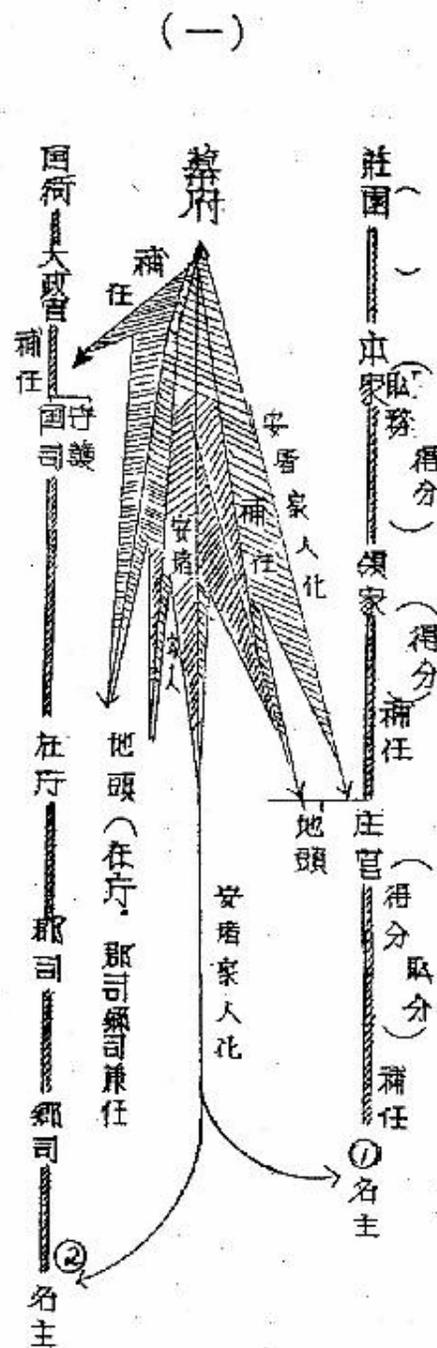
致辭候廻御百姓等申事に

所至繼退出仕候共未進女と

以下又文

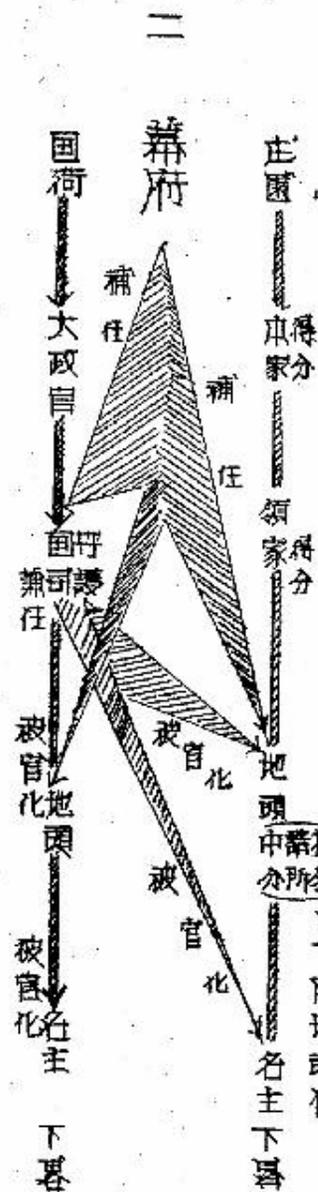
所領の形態

本来の形態

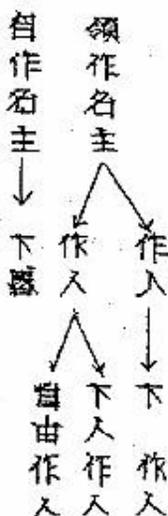


変質した形態

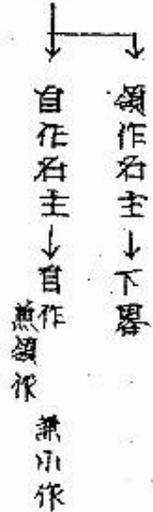
(鎌倉末より室町中期)



(1) 名主



(2) 名主



兼領作 兼小作

下総国下河邊御庄下方御領の年貢の变迁

(赤岩郷)

| 時代 | 鎌倉時代 | 南北朝時代 |
|--|---|---|
| 年号 西暦 | 永仁元年 一二九三 | 貞治二年 (一三六三) 永徳二年 (一三六二) |
| 摘要 現作田 廿五町四段少四十歩 (加新田定) 年貢高 三百十三石六合三寸三々 役期 四斗定 (約一俵) 六〇K 未納分 不明 (赤岩十四ヶ村と推定) この内 百五十六石五斗五升三合三寸三才が金沢氏の得分である。 | 赤岩十四ヶ村之内 赤岩、新方、十丁免分 現作田 不明 分納の爲合計高不明なるも、大体五町に分納されている点 から推定する外はない。 年貢高 新方、十丁免分 柒石参斗伍升、 赤岩、 肆拾五石二斗分納 注。 柒ハヒナリ 。 肆ハヒナリ | 現作田 不明 赤岩十四ヶ村 年貢高 三百十二貫八百八拾文 寺納 二百三拾九貫五十文 |

| 代 | 時 | 町 | 變 |
|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 永享十年 (一四三八) | 文安三年 (一四四六) | 室德元年 (一四四九) | 室德二年 (一四五〇) |
| 現作田 不明 年貢高 八拾貫文 寺 納 六十九貫六百文 | 現作田 不明 年貢高 合九十貫文 寺納分 又十七貫四百文 | 現作田 不明 年貢高 九十五貫文之内 寺納分 八十三貫九百文 | 現作田 不明 年貢高 十五貫文之内 寺納分 十二貫三百文 |
| 現作田 不明 年貢高 三十八貫文之内 寺納分 不明 | 現作田 不明 年貢高 三十八貫文之内 寺納分 不明 | 現作田 不明 年貢高 三十八貫文之内 寺納分 不明 | 現作田 不明 年貢高 三十八貫文之内 寺納分 不明 |

代

時

冊

空

享徳元年

(重徳四年空)

(一四五一)

永享十年

(一四三九)

文安三年

(一四四六)

文安四年

(一四四七)

享徳元年

(一四四九)

宝徳三年

(一四五二)

現作田 不明

年貢高 三十八貫文之内寺納り

現作田数 不明

年貢高 二十七貫文

以上ハ赤岩十四ヶ村年貢高デアルガ ○石当リ一貫文内外ヲ計算セテイル。

赤岩三ヶ村年貢米

現作田数 不明

年貢高 十五石之内

寺納高 十三石

鉄ニ替エテ二十二貫三百十七文 ○將ニ一四五文ハ一石〇四斗

現作田数 不明

年貢高 二十石之内

寺納高 十七石三斗

文安四年ハ前年ニ同シ

現作田数 不明

年貢高 伍貫文之内

寺納分 四貫三百文

現作田数 不明

年貢高 十三石之内

寺納分 十一石

以上ハ赤岩三ヶ村ノ年貢高

| 時代 | 給分 | 代官名 | 給分 | 被官人 |
|------------------|------|---------------|------|-----|
| 永享十一年 (十四年九月) | 一石五斗 | 東林 (三ヶ村代官) | 五〇〇文 | 徳妙 |
| 同 年 | 八貫文 | 憲 (十四ヶ村代官) | 一貫文 | 徳妙 |
| (文安二年 十四年五月) | 九貫文 | 顯 (十四ヶ村代官) | 一貫文 | 聖恩 |
| (文安三年 十四年六月) | 二石 | 理 (三ヶ村代官) | 七斗 | 徳妙 |

管理者(代官) 政所給与

下総国下河辺御庄下方御領赤岩三ヶ村代官被官人

| 南北朝時代 | |
|----------------|------------------|
| 貞和四年 (十三四年) | 赤岩御内内河年貢 八石四斗 |
| | 同領外河年貢 九石八斗一升 |

石内河、外河村は赤岩三ヶ村の内である。△ついで乍ら岩口村で三ヶ村となる南北朝の争乱につゞき室町時代にかけて戦乱のまびしくなるに随って同様に、赤岩寺納分が急激に減少して行くのが判り、左郷名主が武士家化されて、押領されたのであろう。

| | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|------------|---|------------|---|--|---|
| <p>文安三年 (一四四六)</p> <p>文安四年 (一四四七)</p> | <p>文安三年 (一四四六)</p> <p>文安四年 (一四四七)</p> <p>宝徳元年 (一四四九)</p> <p>同年</p> <p>宝徳三年 (一四五二)</p> | <p>延命寺結泉塔 浄阿弥・浄善、浄社等 延命寺結泉塔 良宗、清賢等</p> | <p>九貫五百文</p> <p>二石</p> <p>五百文</p> <p>一貫五〇〇文</p> <p>一石三斗</p> | <p>三二名</p> | <p>純惠 十四ヶ村代官</p> <p>理妙 三ヶ村</p> <p>理妙 三ヶ村</p> <p>範惠 十四ヶ村</p> <p>理妙 三ヶ村</p> | <p>三二名</p> | <p>一貫文</p> <p>七斗</p> <p>七斗</p> <p>七斗</p> <p>一貫文</p> <p>七斗</p> <p>七斗</p> | <p>吉川町本町 八月 日 十三日 吉川町本町 八月 涼正月</p> | <p>重恩</p> <p>得妙</p> <p>ナシ</p> <p>得妙</p> <p>下取給下アル 徳妙カ</p> |
|---|---|--|---|------------|---|------------|---|--|---|

不審圖下河辺庄下方赤岩郷税名寺の代官

隋代 南北朝時代

| 年号(西曆) | 代官名 | 被官人 | 村々 |
|----------------|---------------------|-----------|---------------------|
| 貞和四年 (一三四八) | 東宣 | | 赤岩三ヶ村代官 |
| 永徳二年 (一三八二) | 定辨 | | 赤岩十四ヶ村代官 |
| 應永三年 | 光信 <small>ハ</small> | | 不明 |
| 永享十年 (一四三九) | 兼林 眞意 | 徳妙 石田人 | 赤岩三ヶ村代官 赤岩十四ヶ村代官 |
| 文安二年 (一四四五) | 純惠 | 聖恩 | 赤岩十四ヶ村代官 |
| 文安三年 (一四四六) | 理妙 純惠 | 徳妙 聖恩 | 赤岩三ヶ村代官 赤岩十四ヶ村代官 |
| 宝徳元年 (一四四九) | 理妙 純惠 | ? 徳妙 | 赤岩三ヶ村代官 赤岩十四ヶ村代官 |
| 宝徳三年 (一四五二) | 理妙 | 下部給 | 赤岩三ヶ村代官 |

年号(西暦)

記 事

年号(西暦)

記 事

享徳三年
(一四五四)

この年記銘の鐫口一字
春日部市一の鯛 香取社は存した。
新方庄一披目 香取大明神鐫口

東 願 未太郎

長祿三年
(一四五九)

十月十四日、十九日
太田資長 田岩城、高野城を攻める
近郊の神社民屋灰燼に帰す。
光明院日記

寛正二年
(一四六一)

十月十五日 上杉房顕、太田資長等
幸手の田岩城主一色瀧氏を攻める。
光祿院日記

寛正四年
(一四六三)

補 青石塔婆
越谷市東方 中村氏に存す
弥陀一尊種子丸。
越谷市の史跡と伝説より

寛正五年
(一四六四)

補 青石塔婆 年記の青石
市内御殿の廻より発見せる(史伝)

徳仁三年
(一四六九)

補 青石塔婆 記銘あり
市内見田方飯嶋に存す
(越谷市史跡と伝説より)

同日

敬白 奉恩 新方社長 香取鐫口一字
且那孫九郎家吉大工 汲江往 兼次
新方荘の最西端に位置す。
現 越谷市長 大光寺境内に存す。

文明三年

補 券至様塔

奉月持 供養 妙栄 祥妙平の三郎
外九人の石あり。ハ潮町二丁目に存す。

文明十年
(一四七八)

補 青石塔婆

市内四条の妙音院に存す。

文明十年
(一四七九)

補 天龍寺 傳阿源照(念与)の
附山とさる (太田下野守ナリヤト)

文明十三年
(一四八二)

補 青石塔婆 三枚

市内 越田 叙 迎堂
以下次頁と接へつづく。

状況

文明十三年

(一四八一)

浦 青石岩邊

市内西方 西垣宅

〃 西方 八幡神社に存す

(史跡と伝説より)

延徳二年

(一四九二)

杉戸町高野永福寺 再興

駒西庄、下河辺庄の民の手にて

(光明院日記より)

明應四年

(一四九五)

浦 青石岩邊

市内見田方

(史跡と伝説より)

明應七年

(一四九八)

浦 青石岩邊

市内見田方飯橋より出立し

大聖寺に存す(史跡と伝説より)

文龜年間

(一五〇一)

一五〇四

この頃の新方庄の領主は

新方次郎大夫頼希と伝う

同騎西庄八条頼の主は

八条兵衛尉と伝う。

(栄広山清淨院由緒書に於ては)

兩者合戦し、新方軍敗北すとある。

史約根拠なきため伝承として記す。

新方氏兵を起し、八条軍を向畑城

に攻める。駒西庄八条方の 將

別府氏、赤根氏討たると伝う。

榮広山由緒

永正十八年

(文永元年
一五二一)

正月六日 駒西庄の八条軍 青神外記尾花門、小作田隼入、柿木大膳、大沼模範、

西脇元近右衛門、領家八郎、圓分寺氏、八条兵衛尉 二千三百の兵をもって新方庄

に攻め来る。

新方軍は波江の助勢(波江氏又は太田美濃守後家の)を得て合戦す。

五号(西曆)

記

事

前頁つゞき

八条方の大普被上野介等見える。八条軍死者五百五拾余り、新方軍三百人と記されて
いる。東新方は、崇文山清澤院の地と成るとすると、助男の波江又ハ太田氏の悪縁
にて、西新方(現武里地区 豊春地区、川辺地区、大森地区をこの時、譲与したるの
か。何れも由緒記の扱書にての仮説であるから此後更に研究を必要とするだろう。

大永三年

(一五二三)

市内増森の屋敷山観音寺、尊賢の建立、蒲山と伝う。

前年の合戦の土の鹽を蒸る為か↓仮説だが、鹽蒸ありや。

大永五年

(一五二五)

○ 二月六日、岩瀬城は太田源五郎、美濃守資頼の守城であつたが、狂郷池頭の入であり

太田の臣の波江三郎が北条氏綱方に内応し、叛乱し資頼、石戸城に逃れる。

新興勢力の太田氏に対して、在郷土の波江氏が揮心の無判であつたらう。

享祿四年

(一五三一)

○ の七月廿四日、太田資頼入道々可、再び岩瀬城を攻め、波江氏の弾正忠平景胤、古河城
の民利晴氏の許に逃がれる。

天文七年

(一五三八)

○ 十月一日 田倉城(幸手町)北城軍に攻めらる。

天神嶋城(幸手町)城下及び春日部郷 移戸、下川辺庄民家悉く焼失す。

1 光明院日記 阿蘇院寺伝1

天文元年

(一五四〇)

○ 四月十五日記銘の十三稀種子 青石塔婆

新河大治 安国寺に存す。

史実の宝庫と成る可能性が充分に考えられる點が見られ、幸にも部分的にも先覺者がその糸口を付けてあり、調査研究の端を發した。その意味にて筆者は、再びこの拙文が後者の糸口と成る事を念として、敢て寺社の由緒が文勝ら虚史の忌作ではないと信じて記入して見たが、あくまでも仮説伝説は研究を要する所であります。

特に古利根、元荒川の沿岸地帯の良資料は青石塔婆が岡崎地方の中古記を採訪する第一級対象物件である事は信憑して良いものと思ふ。

青石塔婆が過去において重要視されていなかつた事が中古研究の進歩の度合を窺はした様にも思えるのです。

体験とまでは申せないが、その端緒を解くには

昭和四十三年 二月二十五日

やはり必要が大であるので拠点の青石珍品を記入して附た。

茲に市が五ヶ年の討算にて市史の編纂に當る時その担当者となり、その同一の信念研究、編纂者に共鳴し、拙文をら筆を就らして載ける事を喜びとして、未発表の論文と研究中の課題の一部を記入させていた。後者も筆者同様その糸口に呼び水と成つてその成果が未来において有益であるやは、未来にまかせて、五年後に誕生する越谷市史が岡崎の東武の郷土史が礎であり礎になる事を信じて止まない。急速に發展し、数々の遺跡が毎日の様に破壊されて行くのを見るにつけ、この争議に快なる拍手を惜しまない。

以上

越谷市郷土研究会

山石 井

茂